

○長和町奨学金の貸与に関する規則

平成17年10月1日教育委員会規則第9号

改正

平成19年6月14日教育委員会規則第1号

平成24年3月22日教育委員会規則第1号

令和3年9月6日教育委員会規則第3号

令和7年4月1日教育委員会規則第1号

長和町奨学金の貸与に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長和町奨学基金条例（平成17年長和町条例第50号）第1条の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

(資金)

第2条 長和町奨学金の貸与に関する資金は、長和町奨学基金の運用によってこれに充て
る。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 経済的理由により学費の支弁が困難と認められる者
- (2) 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学に在学している者
- (3) 出身学校長又は在学の学校長が推薦した者
- (4) 成績優良、品行方正であること。
- (5) 奨学生本人が長和町に1年以上居住し、現に生活の本拠を長和町に有していること又は有していたこと。
- (6) 奨学生の親権者が、長和町内に住所を有すること。

2 前項第1号に該当する者は、次に掲げる基準及び方法により判定する。家計支持者（父母又は父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の前年中の収入金額から別表第1の方法により所得金額を算出し、その所得金額から別表第2の世帯状況等に応じ控除額を差し引いた金額が別表第3の認定基準額以下であること。

(貸与金額)

第4条 奨学金の貸与額は、高等学校及び高等専門学校生徒については月額2万5,000円又は3万5,000円、大学、短期大学及び専修学校の学生については月額4万円又は5万円を奨学生が選択できるものとする。

(貸与条件)

第5条 奨学金の貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与利子 無利子
- (2) 貸与期間 その学校の所定の修業期間内とする。

(出願の手続)

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、在学の学校長又は出身学校長の推薦を受け、保護者連名で次に掲げる書類を長和町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出する。なお、高等学校又は高等専門学校から短大、大学等まで引き続き貸与を受けようとする場合は、短大、大学等進学時に改めて手続きするものとする。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 資力調書（様式第2号）
- (3) 奨学生推薦調書（様式第3号）

(奨学金貸付運営委員会)

第7条 奨学生の選考その他この規則に定める必要事項を審議するため、長和町奨学金貸付運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者を教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育委員 若干人
- (2) 議会を代表する者 若干人
- (3) 民生児童委員 若干人
- (4) 学識経験者 若干人

4 委員会に会長及び副会長各1人を置く。会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、及び会議を招集し議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

6 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育長、教育委員会事務局職員がこれにあたる。

(貸与の決定)

第9条 奨学金の貸与は、教育委員会が委員会の審査を経て決定し、奨学生選定通知書（様式第4号）により本人に通知するものとする。

(誓約書)

第10条 奨学生に決定された者は、前条の通知を受けた日から10日以内に、連帯保証人2人（保護者及び本人の父母、祖父母、兄弟姉妹以外の者）の連署を付けた奨学金借用誓約書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(貸付台帳)

第11条 教育委員会は、奨学生を決定したときは、奨学金貸付台帳（様式第6号）を作成し、整備保管するものとする。

(奨学金の交付)

第12条 奨学金は、毎月奨学生本人に交付する。ただし、初回月においては、奨学生に決定するまでの月分について数月分をあわせて交付することができるものとする。

(貸与の停止)

第13条 奨学生が第3条の規定による要件を欠くに至ったときは、その翌月分から奨学金の貸与を停止する。

(奨学金の償還)

第14条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業の月の1年後から、貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦、年賦又は半年賦で償還しなければならない。ただし、償還期限前に全額又は一部を一時に償還することができるものとする。

2 奨学生は、退学し、又は奨学金貸与を辞退し、若しくは停止されたときは、その月の6月後から前項の規定に準じて貸与を受けた奨学金を償還しなければならない。

(借用証書)

第15条 奨学金の貸与を受けた者は、奨学金の全額を借り受けたときは、連帯保証人2人（保護者及び本人の父母、祖父母、兄弟姉妹以外の者）の連署を付けた奨学金借用証書（様式第7号）及び奨学金償還明細書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

(償還猶予)

第16条 教育委員会は、奨学生が進学又は疾病その他正当の事由により奨学金の償還が困難であると認めたときは、相当の期間その償還を猶予することができる。

2 償還猶予を必要とする者は、別に定める償還猶予願書に係る書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(償還免除)

第17条 奨学生又は奨学生であった者に死亡等やむを得ない事由が生じたときは、償還を免除することができる。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者は、別に定める償還免除願を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 死亡の場合 遺族又は連帯保証人

(2) 前号に掲げる以外の場合 本人及び連帯保証人

(延滞利息)

第18条 正当な理由がなく償還を遅延したときは、その金額に対して年8パーセントの割合で延滞利息を徴収する。ただし、委員会が、特別の事情があると認める場合には、延滞利息を徴収しないことができる。

(届出等の義務)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生又は連帯保証人が直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学、退学又は転校したとき。

(2) 在学の学校を卒業したとき。

(3) 本人及び連帯保証人等に住所などの異動があったとき。

(4) 本人が死亡したとき。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の長門町奨学金の貸与に関する規則（昭和55年長門町教育委員会規則第1号）又は和田村奨学金の貸付けに関する規則（平成元年和田村教育委員会規則第4号）（以下これらを「合併前

の規則」という。)の規定により貸付けを決定された資金については、なお合併前の規則の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第3条第1号に規定する居住年数には、合併前の長門町又は和田村における居住年数を通算する。

附 則 (平成19年6月14日教委規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の長門町奨学金の貸与に関する規則(昭和55年長門町教育委員会規則第1号)又は和田村奨学金の貸付けに関する規則(平成元年和田村教育委員会規則第4号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定により貸付けを決定された資金については、なお合併前の規則の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

4 第3条第5号に規定する居住年数には、合併前の長門町又は和田村における居住年数を通算する。

附 則 (平成24年3月22日教委規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月6日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年4月1日教委規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

所得金額算出表

家計支持者の前年中の収入金額から以下の算式により所得金額を算出する。

(1) 給与所得者の場合	(ア) 収入金額が329万円以下の場合は0円 (イ) 収入金額が330万円以上400万円以下の場合 収入金額×0.8－263万円＝所得金額 (ウ) 収入金額が401万円以上878万円以下の場合 収入金額×0.7－223万円＝所得金額 (エ) 収入金額が879万円以上の場合 収入金額－486万円＝所得金額
(2) 給与所得者以外の場合	総収入金額から必要な経費を控除した額

別表第2（第3条関係）

控除額表

控除区分			控除額
(1) 世帯を 対象と する控 除	(ア) 母子・父子家世帯		49万円
	(イ) 就学者 のいる 世帯	小学校児童1人につき	9万円
		中学校生徒1人につき	17万円
		国・公立高等学校生徒 1人につき	自宅通学 28万円 自宅外通学 47万円
		私立高等学校生徒1人 につき	自宅通学 41万円 自宅外通学 60万円
		国・公立高等専門学校 生徒1人につき	自宅通学 36万円 自宅外通学 55万円
		私立高等専門学校生徒	自宅通学 60万円

		1人につき	自宅外通学 80万円
		国・公立大学（短期大学）学生1人につき	自宅通学 67万円 自宅外通学 116万円
		私立大学（短期大学）学生1人につき	自宅通学 111万円 自宅外通学 159万円
		国・公立専修学校高等課程生徒1人につき	自宅通学 17万円 自宅外通学 27万円
		私立専修学校高等課程生徒1人につき	自宅通学 37万円 自宅外通学 46万円
		国・公立専修学校専門課程生徒1人につき	自宅通学 25万円 自宅外通学 71万円
		私立専修学校専門課程生徒1人につき	自宅通学 79万円 自宅外通学 123万円
	(ウ) その他	障がい者のいる世帯	障がい者1人につき 99万円
		長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額
		家計支持者別居世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。
		火災・風水害・盗難等被害世帯	日常生活を営むための家屋又は生活費を得るための主たる生産手段（田・畑・店舗等）に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金

			額	
			その他特別な事情のある世帯 奨学生申請時における当該家庭の支出増又は収入減による事情を考慮した年間金額	
(2) 本人の就学者 控除	高等学校、高等専門学校、専修学校 高等課程	国・公立 自宅通学	28万円	
		国・公立 自宅外通学	47万円	
		私立自宅 通学	41万円	
		私立自宅 外通学	60万円	
	大学（短期大学）、専修学校専門課程	国・公立 自宅通学	67万円	
		国・公立 自宅外通学	116万円	
		私立自宅 通学	111万円	
		私立自宅 外通学	159万円	

備考 (1) 欄の(イ)就学者のいる世帯による控除は、出願者を除く世帯員を対象とする。

別表第3（第3条関係）

認定基準額表

区分		認定基準額
世帯人員	1人	160万円
	2人	254万円
	3人	295万円
	4人	320万円
	5人	344万円
	6人	362万円
	7人	380万円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに、18万円を世帯人員7人の認定基準額に加算する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

奨 学 生 願 書

令和 年 月 日

長和町教育委員会 様

本人氏名

保護者氏名

電話 — —

長和町奨学生として、奨学金の貸与を受けたく関係書類を添えて願ひ出ます。

フリガナ		生年月日	平成 年 月 日	
氏 名				
現 住 所				
在 学 学 校 名		年制／ 第 学年	※設置形態および通学別	
			国・公・私立	自宅 自宅外
学 校 所 在 地		奨学金 の 額	1 月額 25,000円 (高等学校等)	
			2 月額 35,000円	
			3 月額 40,000円 (大学・専修学校等)	
			4 月額 50,000円	

（希望する奨学金月額に○を付してください。）

世 帯 状 況

就学者を除く 家族	続柄	氏名	年齢	職 業	住 所	生計	
	父					同・別	
	母					同・別	
						同・別	
						同・別	
						同・別	
本人除く 就学者	続柄	氏 名	年齢	※ 設 置 形 態	※ 学 校 種 類 別	学 年	※通学別
				国・公・私立	小・中・高・高専・大・専修専門	学年	自宅 自宅外
				国・公・私立	小・中・高・高専・大・専修専門	学年	自宅 自宅外
				国・公・私立	小・中・高・高専・大・専修専門	学年	自宅 自宅外

※印の欄はいずれかの該当するところへ○印をしてください。

様式第2号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

資 力 等 調 書

年 月 日

長和町教育委員会 様

保護者氏名 _____ 印

住 所 _____

父母又は父母に代わる家計支持者の収入状況等は次のとおりです。

なお、奨学金の審査に際し、住民税額等の公募を閲覧することを承諾します。

続柄	氏 名	年 齢	所 得 の 種 類 (該当に○印)	上段：収入金額(売上高) 下段：事業所得金額(利益)	勤 務 先 又 は 事 業 所 の 名 称
父			給与・営業・農業 その他()	円	
				円	
母			給与・営業・農業 その他()	円	
				円	
			給与・営業・農業 その他()	円	
				円	

※添付書類 上記の収入(所得)金額を証明できる書類(源泉徴収票・確定申告書の写し)

☐ 生計を一にする世帯の中に障がい者や長期療養者がいる場合は記入してください。

氏名	続柄	障がい・長期療養の程度	長期療養の場合の 支出経費額(年額)
			円
			円

☐ 火災・風水害・盗難等により財産に著しい被害があった場合は記入してください。

被害の内容	被害金額(年額)
	円

様式第3号（第6条関係）

様式第3号(第6条関係)

奨 学 生 推 薦 調 書

氏 名			
在 学 校 名		在 学 年	第 学 部 学 年
人 物 所 見			
学 力 所 見			
推 薦 所 見			

上記のものは、長和町の奨学生として適当と認め、推薦します。

年 月 日

学校名
学校長



様式第4号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

奨 学 生 選 定 通 知 書

決定番号 年度第 号

氏 名

住 所

学 校 名

保 護 者 名

保護者住所

あなたを 年度 奨学生に選定し、下記のとおり奨学金を貸付けすることに決定しました。

年 月 日

長和町教育委員会



記

1 期 間 年 月 日から
 年 月 日まで(箇月間)

2 金 額 月額 円也

様式第5号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

奨 学 金 借 用 誓 約 書

年 月 日

長和町教育委員会 様

本人住所
氏 名

長和町奨学生として奨学金の貸付けを許可され、下記の金額を借用いたします。
ついては、長和町奨学金の貸与に関する規則を堅く守り、学業に励むことを誓います。

記

1 貸付月額 金 円

2 貸付期間 年 月から
年 月まで

3 決定番号 年度 第 号

連帯保証人(保護者)

住 所
氏 名



連帯保証人
住 所
氏 名



様式第6号（第11条関係）

様式第6号(第11条関係)

奨 学 金 貸 付 台 帳

採用年度	年度	決定番号	第	号
氏 名		生年月日	年	月 日生
在 籍 校				
連 帯 保 証 人	(保護者)住 所 氏 名			
	住 所 氏 名			
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで 年間	貸 付 総 額	円	
償 還 期 間	年 月から 年 月まで 年間	償 還 方 法	月 賦 半年賦 年 賦	円 円 円
償 還 経 過				
摘 要				

様式第7号（第15条関係）

様式第7号(第15条関係)

奨 学 金 借 用 証 書

収 入
印 紙

年 月 日

長和町教育委員会 様

本 人 住 所	
氏 名	印
連帯保証人 住 所	
氏 名	印
住 所	
氏 名	印

卒業
長和町奨学生として、下記の奨学金の貸付けを受けましたが、このたび退学することになりました。奨学金の償還については、私ども連帯で奨学金償還明細書(様式第8号)のとおり滞りなく償還いたします。

もし、正当な事由がなく償還が遅滞したときは、長和町奨学金の貸与に関する規則第18条の規定により延滞利息年8%を納めます。

本 人 氏 名		決定番号	年度 第 号
借 用 額	金 円		
貸付けを受けた 期 間	年 年	月から 月まで	

様式第8号（第15条関係）

様式第8号(第15条関係)

奨 学 金 償 還 明 細 書

事項 期別	年度 (円)	年度 (円)	年度 (円)	年度 (円)
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
半 年 賦 9月				
10月				
11月				
年 賦 12月				
1月				
2月				
半 年 賦 3月				
計				